令和 8 年 11 月 26 日
釧路労災病院長

インフルエンザ流行に伴う面会等の一時的な運用変更について

院内における感染症拡大防止のため、12 月 10 日（予定）まで面会等の運用を一部変更いたします。なお、感染状況により期間を延長する場合があります。

1．面会について

〇多床室に入院中の患者さんへのご面会

病室内での面会はできません。
面会場所は、各病棟の食堂等の指定の場所をご利用ください。

〇個室に入院中の患者さん

病室（個室）での面会が可能です。

2．多床室に入院中の患者さんへの荷物の受渡しについて

〇患者さんが歩行可能な場合

職員が患者さんをお呼びしますので、ナースステーション前で受渡しを行ってください。

〇患者さんの歩行が困難な場合

ご家族等からお預かりした荷物は、職員が患者さんへお渡しします。

3．休日の面会等について

〇面会申請書について

特別措置の期間中は、1 階受付で面会申請書を記載後、病棟ナースステーションに面会申請書をご提出ください。

〇面会許可証について

面会申請書を病棟ナースステーションにご提出後、ナースステーションで面会許可証をお受け取りください。面会終了後は、ナースステーションへご返却をお願いいたします。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。